

県社会福祉に関する要望への対応状況（令和4年6月）

新規 継続	要 望 事 項
【1】	政策要望
継続	<p><u>1. 総合的な支援における地域間格差の是正について</u></p> <p>障害者総合支援法により全国一律で行われている「同行援護事業」について、支給量（利用時間）、利用範囲、利用内容、福祉有償運送の要件緩和等、サービスを受けやすくするよう整備するとともに、市町村によって地域間格差が生じないように要望します。</p> <p>同法により自治体の創意工夫で行われる「日常生活用具給付事業」について、対象品目の格差解消に加え、世帯単位という表現を個人単位に変更するよう要望します。また、“準ずる世帯”の定義がまちまちであるため、格差を是正されますようお願いいたします。</p>
対応 状況	<p>【障害福祉課】 令和4年度予算 328,457 千円（地域生活支援事業全体事業費）</p> <p>【同行援護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4年4月1日現在において、県内の指定居宅介護事業所は295箇所であり、うち同行援護を併せて開設している指定同行援護事業所数は91箇所となっております。</li> <li>• 県内44市町村のうち16市町村において当該事業所の開設がないため、周辺市町村にある事業所のサービス利用を図っているところです。</li> <li>• 引き続き、同行援護事業を併せて開設していない指定居宅介護事業所に対し、開設を促すとともに、同行援護事業所に対して事業の実施地域の拡大を促してまいります。</li> </ul> <p>【日常生活用具】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村に対し、情報提供を行うとともに、適切な支援が確保されていない状況などが確認された場合については、必要な助言を行うなど、適切な制度の運用について働きかけてまいります。</li> </ul>